

令和4年度 第1回 長野県社会福祉審議会福祉サービス
第三者評価推進専門分科会

日 時 令和4年10月24日（月）
午後1時30分から午後3時11分まで
場 所 長野県庁3階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ
(手塚地域福祉課長あいさつ)

3 会議事項
(1) 令和3年度事業報告等について(資料1)

○事務局 それでは次に、第3の「会議事項」に入らせていただきます。

議長につきましては、分科会運営要領第5の規定によりまして分科会長が務めることとされておりますので、以降の進行は中島分科会長様にお願いいたします。

なお、本日の議題のうち、会議事項(4)の「評価機関の認証」につきましては、長野県情報公開条例第7条第2号及び第5号の非公開情報に該当するため、非公開とさせていただきますので、御了承願います。

その他の議題については、公開とさせていただきます。

それでは、中島分科会長、お願いいたします。

○中島分科会長 皆さん、こんにちは。それではこれより、私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

会議事項(1)の「令和3年度事業報告等について」を事務局から説明していただきたいと思います。

(事務局 資料1説明)

○中島分科会長 ただいまの説明について、皆さんから御質問や御意見ございますでしょうか。いかがでしょう。どなたか御質問等はありませんか。

○塩崎委員 資料1-2 サービス別受審状況についてのR1～R3の受審率の質問です。同じ事業所が定期的に受審しているところもあるし、1回しか受審していないところもあるし、複数回受審したところもあると思います。受審したすべての回数での受審率ということですよね。

○事務局　この数字については、その年度に受けられたところを1としてカウントしておりますので、何回か受けられている場合でも、その年度ごとに載ってまいります。

○塩崎委員　訪問介護を例でみると、訪問介護の事業所総数587事業所ありますが、受審累計が平成17年から令和3年まで16回となっていますが、その中には重複して受審されている事業所があるということの理解でいいですかね。

○事務局　そうです。

○塩崎委員　実際に受審した事業所数は、16事業所ではなくそれより少ないということですね。

○事務局　はい。塩崎委員さんの御質問は、587のうち、受けたことがあるのはどのくらいの数字かと思いますが、これは単純に、その年に受けられた事業所をカウントしておりますので、この受審率といいますのは令和元年から令和3年の受審が、令和元年度に1、令和3年度に1です。この2を587で割った数字が単純に0.3としております。

○塩崎委員　ありがとうございます。

○事務局　もしかしたら同じ事業所が2回受けてカウントされている可能性もありますので。

○塩崎委員　資料1の2　普及啓発活動ですが、「社会福祉法人等の指導監査における受審勧奨」と記載されています。私の事業所、訪問介護ですが、今年実地指導を受けました。その中で、「第三者評価受審」のお話がありました。その際、実施してどうでしたかと感想を聞かれ、いろんな面で大変良かったですとお話ししました。このように啓発していただいているんだなと嬉しかったです。

令和3年度の指導監査は、社会福祉法人19事業所、他が101事業所で、計120事業所に普及啓発したんですね。

○事務局　はい。

○塩崎委員　令和3年に120事業所に対して、普及啓発活動をしたのですが、その結果どの位の事業所が第三者評価を受審したか、その辺の所を教えて下さい。

○事務局　それがきっかけになって受審につながったというお話はまだ後追いしていな

いのですけれども、追跡はしておりません。

○塩崎委員　またその辺のところも、これから資料として残していただければいいかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○中島分科会長　そのほかいかがでしょう。

ないようであれば、私のほうから。資料の1－4の「受審事業者のアンケート」のところで、IV「第三者評価機関について」の問4の「評価調査員」のところなのですが、記憶の限りでは、前からちょっと課題が見られるかと思うのです。ここで出た課題を調査員の人たちに、研修のときにフィードバックされてるというお話でしたけれども、それはどんなふうな形でやられてるのか、お教えいただければと思うのですが。

○事務局　まず、このアンケートを全て御説明をしてあります。その中で、この原文をそのまま読んでいただいておりますので、原文といっても、この状態でですけれども。事業所からいただいたものをそのままではなくて、この転記したこちらを見ていただいて、気をつけましょうということであります。

○中島分科会長　そうすると、ここで話題になったことは、この主任調査員の方なり調査員の方は、自分のことだっていうのは分かってるわけですね。

○事務局　直接御本人にお話をしたという経緯はございませんので、はい。全体のお話として御注意くださいとお話をさせていただいております。

○中島分科会長　そうすると、その方次第というところもあるということですね。分かりました。

○塩崎委員　資料1－4　IV問3「今後も継続的に第三者評価を受審するために適切と思われる契約金額はいくらだと思いますか」ですが、15万円から20万円が多いですが、実際の平均の金額がわかっていたら教えて頂きたい。

○事務局　こちらについては、もう設問がこのとおりの選択肢になっておりますので、平均を出すというようなことはちょっとできないです。これが1番、2番、3番というふうに番号を振ってありまして、3番を選んでいただいた方は7事業所ということになっておりますので、単純にこれどうでしょう。例えば、15万から20万を17万5千として仮定して過重平均することはできると思うんですけども、具体的にお幾らですかと聞いてないので、ちょっと実際とはずれてくるかもしれないです。

○塩崎委員　はい。

○中島分科会長　よろしいですかね。だから15万円以上20万円未満というのが最頻値で一番多いということですよ。平均額がちょっとありませんけれども。この枠の要望が一番多いということです。

それでは次に、会議事項（２）「福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について」を、事務局からお願いいたします。

（２）福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について（資料２）

（事務局　資料２説明）

○中島分科会長　それでは、ただいまの御説明につきまして、皆さんから御意見御質問いかがでしょうか。

ないようですので、私から先に。資料２－１のところの、放課後児童クラブは補助制度があるということです。今年度でいえば、目標３ですよ。予算というのは、どういうふうに組み立っているのですか。その３つ分なのか、それとも、やった分だけ後で交付金なんかで戻ってくるのか、そこら辺の仕組みというのでしょうか、説明していただけるとありがたいと思います。

○事務局　特に放課後児童クラブの補助要綱の中で、第三者評価を受審すると30万上限の範囲内で補助できる制度になっていますので、市町村から県に申請があつて、県から国へ申請があつて、そういった申請によって市町村は補填されるという仕組みでございますので、予算というよりも、やった数だけ確実に補助されるということです。

○中島分科会長　申請した分だけ、後で戻ってくるということなんですね。

○事務局　そういうことです。

○中島分科会長　それだったら県としては、そんなに心配することはないわけですね。

○事務局　はい。

○中島分科会長　そのほかいかがでしょうか。受審勸奨等については、先ほど、御説明がありました。皆さんから特にございませんか。

次に、会議事項（３）「令和４年度評価調査者継続及び更新時研修の実施結果につい

て」を、事務局から説明お願いいたします。

(3) 令和4年度評価調査者継続及び更新時研修の実施結果について(資料3)

(事務局 資料3説明)

○中島分科会長 ただいまの説明について、御意見御質問いかがでしょうか。

○塩崎委員 継続研修、私も研修させていただきました。ありがとうございました。資料3の8「受講状況」のところの受講者の数字が45となっているところなんですけども、資料1－3の「所属評価調査者数令和4年10月1日現在」、55名になっているというんだけど、これが45名に、これから変更に、少なくなるという理解でよろしいんですか。

○事務局 辞退予定者10名を足すと55名になるということです。名簿には55名登載されていますが、辞退される方が10名いらっしゃるの45名の方が受けられたと、こういうことであります。

○塩崎委員 これからは45名という数字が1－3のところに載るという理解でよろしいですか。

○事務局 はい。これで年度が改まりますと、受講されなかった方については、名簿に登載されなくなってしまうので、10引かれて45になっていくと、こういうことであります。

○塩崎委員 分かりました。

○中島分科会長 そのほかいかがでしょうか。
塩崎委員さん、この研修、受講されたのですよね。

○塩崎委員 しました。

○中島分科会長 今年度は事例発表とか、それから講師の方も加わって、新しい取組をしたと思うのです。主な感想のところで、そのことも触れられているのですが、塩崎委員さんとしてはどんな感想を持ったのか、お聞きできればと思ったのですが。

○塩崎委員 では私の個人的な感想になりますけども、事例発表のところは、実際に関わ

ってる人たちがお話されたもので、放課後児童クラブの内容がよく分からなかったんだけど、とても分かりやすく、ああ、こういう感じなんだってイメージがつかめたということで、今回この研修のこの内容は、私はとても評価しています。ありがとうございました。

○中島分科会長　　今後は、こういった事例発表みたいなものも入れ込んでいただけると、いいのかなという印象を持ちました。

○事務局　　また検討させていただきます。

○中島分科会長　　お願いします。

(4) 評価機関の認証について
(議事録非公開)

(5) その他

○中島分科会長　　それでは、会議事項(5)「その他」として、全体を通して御意見御質問をお願いします。

御発言が塩崎委員さんだけでしたので、ほかに発言されていない委員の方も一言コメントなり感想なりをいただきたいのですが、六川委員さん、全体通してで構いません、御質問御意見あるいは感想等、一言いただければと思います。

○六川委員　　第三者評価を受けたところは、皆さん、よかったという意見が多かったので、今後も受審が続けて行くようになればいいのかなと思いました。

あと、介護保険施設が6年間の間に1回定期的に指導となると、また施設のほうも受審が進むのかなと思いました。

受審に、特養の施設整備の補助金を活用することができるということを、今回初めて知りました。ありがとうございました。

○中島分科会長　　今のことについて、県のほうから何かありますか。資料2の介護保険施設等指導要領の改正で、3年が6年になるというのは、今年の5月に出て、第三者評価受審のところで、これから勧奨していく、周知していくという、そんな感じに受け取っていいのでしょうか。そこら辺をコメントしていただきたい。

○事務局　　受審をお勧めしておりますので、先ほどの集団指導とかですね、それから実際

の事業所に訪問しての受審勧奨の際に、お勧めの1つとして、こんなこともありますよということでお知らせしていきたいと思っております。

○事務局　先ほどの老人福祉施設等整備事業補助金の関係でございますが、ユニット型特養等の新設にあたり、1床当たりの単価が、①第三者評価の受審②環境に配慮した太陽光発電等の設備整備③福祉避難所の指定を受ける④入所定員の1割以上のショートステイを整備、この4項目のうち2項目を満たした場合には、通常の補助単価より割増した単価を設定するという制度を従来から設けております。つまり、第三者評価を受審していただくと、1床当たりの補助単価が割増されるというインセンティブがございます。

○中島分科会長　よろしいでしょうか。ぜひ検討していただいて。
続いて、小宮山委員さん、お願いいたします。

○小宮山委員　今も話題になりましたけど、介護保険の関係が指導要領の改正があって、第三者評価を受審していれば6年に1度でいいよということになったようですが、障がいとかそのほかのところにも、これって波及することなんですか。質問というかちょっとお聞きしたいのが1点と、ただ第三者評価を受審すれば監査とか集団指導みたいなのが6年で1度でいいというので、何か最近虐待の事案とかそういうのが増えている中で、実際どうなのかなというのが多少、事業者としては対応しなくていいとか、特に指導監査とかの期間が延びる、回数が少なくなるというのはすごいありがたいという思いはありますけども、実際どうなのかなというのが。その第三者評価を受けることと、そういった昨今の虐待事案が増えたりしていることとかが、きちんと整理されるのかなという疑問は多少あります。

それと、研修をされて10人の方が辞退をされて、長野県内の各事業者さんで取組まれる方が55名から来年度は45名でスタートをするというようにお話を聞きする中で、なかなかこの調査員を生業として仕事としてやっていくということは難しいのかなというのが1つあって、何かこの事業自体がジリ貧になっていっちゃうんじゃないかなという感じも印象があるんですけど、その辺が実際問題どうなのかなって。自分も携わっているわけではないので、その辺の実態がよく分からなくて、ぜひ調査員やってみようとか、第三者評価をきちんとやってみようとかという事業者さんなり個人の人がどんどん増えていくような状況にあるのかどうなのか、その辺がちょっと大変な事業なんじゃないかなっていう気がして、一方では、第三者評価に係るお金は安ければ安いほどありがたいというのはあるんですけども、その辺のバランスの問題ってどういうふうに考えていけばいいのかなっていう感想を持ちました。

○中島分科会長　　今、質問2つ、その点について、県で分かる範囲で結構ですのでお願いできますか。あと、これ以外に波及はありそうなことなのかどうなのか話がありました。

○事務局　当面、今年度から介護保険事業所の運営指導から始めてみようということでございまして、障害福祉サービス事業所につきましても、介護保険事業所の実施状況等を見ながら、拡大できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

6年に1度の監査周期につきましても、委員のおっしゃるとおりだと思っております。「できる規定」としてしまして、必ず6年に1度とする訳ではなくて、虐待等の不適切な事案あれば6年に1度というわけにはいきませんし、また、事業所側から第三者評価受けたけれども、3年に1度、また毎年というお話があれば、6年に1度に拘らず運営指導として実施してまいりたいと考えております。

○中島分科会長　　よろしいでしょうか。

○小宮山委員　　はい。

○中島分科会長　　できる規定なんですね。

○事務局　　はい。

○中島分科会長　　それでやっと分かった。
それでは西村委員さん、お願いします。

○西村委員　　先日、県からメールをいただいて、継続研修の動画の視聴ができるということで一度見させていただきました。お話の中でもその第三者評価の目的みたいなものが、1つはサービスの質の向上というのが大きなところではありますが、もう1つ、ユーザーというかいろんな方への情報の開示でサービスに結びつくよみたいなお話もある中で、なかなかその点はこういう評価をしていくことで、なかなか改善につながらないなあなんて、どうしてつたらしいのかななんていうふうには思いました。

今日の分科会の中でアンケートの結果等、おおむね好評ではあるかなと思うんですけど、私自身も法人を運営するものとして、やっぱり日々職員の人材育成とかってことに頭を悩ませているんですが、いろんなあの手この手で研修とか研鑽の場を設けてはいるんですけども、どうしても近いところで、職員なんかも私の言葉というのはなかなか聞かないので、やっぱり第三者評価のときに1人ひとりの職員に対して、いろんなメッセージが出ることで気づいたり胸に落ちることもあるんだと思うので、その辺

が見える形で結果が返っていくと、法人としても受審したいなという気持ちになるので、その辺とても大事なかなんていうふうに改めて思いました。感想ですが以上です。

○中島分科会長　私も動画を見ました。受審する事業所を評価者の間では非常に、今日の結果を見てもいいものが出ているのではないかと思います。それを利用者の側にどううまく、分かりやすい言葉を使って伝えていくか。そこが今後の課題なのかなという印象を持ちました。どうもありがとうございました。

以上で、本日の用意した議題は終了です。皆様の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。これにて終了いたしたいと思います。それでは以降の進行は事務局をお願いいたします。

4 閉 会

○事務局　中島分科会長、議事進行ありがとうございました。

次回の開催につきましては来年の2月頃を予定しております。詳細につきましては、改めて御通知を申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度第1回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。